

令和 6 年度美祢市上下水道局指定水道当番業者参加資格審査の申請について

令和 6 年度において、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が導水管、送水管、配水管及び給水設備（給水装置を含む。）に関する水道当番業務を行うため指定する業者（以下「当番業者」という。）に参加しようとする業者の方が、資格審査を申請する場合の要領を示したものです。

申請者は、内容を十分熟知し、申請にあたって遺漏のないように注意してください。

なお、詳細な事項及び不明な点は、施設課（0837-52-5223）又は管理業務課（0837-52-0795）へお問い合わせください。

1. 当番業者の指定基準

- (1) 美祢市指定給水装置工事事業者であること。
- (2) 美祢市内に本店又は建設業法上の主たる営業所があること。
- (3) 市税、県税、国税及び水道料金の支払い義務を怠っていないこと。
- (4) 水道当番業務の技術上の管理を行う専任の者（責任技術者）^{※1}を常時 1 名以上雇用していること。
- (5) 水道当番業務を行うために必要な設備及び器材を備えていること。

※1 【責任技術者の資格】

管理者が定める責任技術者の資格は、管修繕工事又は水道施設修繕工事に關し、1 年以上の実務経験を有し、次の各号をすべて満たすものとする。

- ①給水装置工事主任技術者（厚生労働大臣交付）
- ②1 級又は 2 級土木施工管理技士（国土交通大臣認定）

2. 美祢市上下水道局指定水道当番業者申請の期間及び方法

- (1) **令和 6 年 1 月 9 日（火）から令和 6 年 2 月 16 日（金）**までの間に指定水道当番業者申請書（別記様式第 1 号）を直接、美祢市上下水道局施設課へ提出してください。
- (2) 指定水道当番業者申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - ①美祢市指定給水装置工事事業者証の写
 - ②市税、県税及び国税の直前の納付を証する書類（滞納がないことを証する書類）
 - ③責任技術者選任・解任届出書（別記様式第 3 号）
 - ④責任技術者の履歴書（別記様式第 4 号）
 - ⑤責任技術者の資格証明書の写
 - ⑥申請日以前に責任技術者を継続して雇用していることを証する書類（健康保険被保険者証等の写し）
 - ⑦誓約書（別記様式第 5 号）
 - ⑧雇用証明書（別記様式第 6 号）

⑨水道管修繕工事に必要な資機材の保有調書（別記様式第8号）

*事業所で雇用されている全ての責任技術者の選任届、履歴書及び写真、資格証明書の写及び雇用証明書を提出すること。

3. 指定証交付

当番業者として指定を受けた者には別記様式第2号による美祢市上下水道局指定水道当番業者証を交付します。

4. 指定期間

当番業者としての指定期間は、**令和6年4月1日から令和7年3月31日迄**の1年間とします。

5. その他

当番業者は、水道当番業務を誠実に履行することにより、水道施設工事の競争入札に参加することができます。また、管理者が発注する量水器検満取替業務に参加することができます。